

事業用定期借地権設定合意書

(存続期間10年以上30年未満)

貸主（以下「甲」という。）と、借主（以下「乙」という。）は、頭書（1）物件の表示記載の甲所有の土地に、借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第23条（事業用定期借地権等）第2項に規定する借地権を設定することを目的として、頭書及び第1条から第23条までを内容とする契約を、
年 月 日までに、公正証書により締結するものとする。

頭書（1） 目的物件の表示

土地		所 在	地 番	地 目	登記簿面積	実測面積
	①				m ²	m ²
	②				m ²	m ²
	③				m ²	m ²
	合 計 筆		面積合計		m ²	m ²
	借地契約の面積	上記土地のうち_____m ² （□登記簿面積・□実測面積）				
	備 考					

建物	所 在				
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他（ ）／瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他（ ）／（ ）階建／全（ ）戸			
	建築面積	m ²	延床面積	m ²	
	種 類		用 途	事業用	

その他	本件建物以外の構造物				
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他（ ）／瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他（ ）／（ ）階建／全（ ）戸			
	建築面積	m ²	延床面積	m ²	
	種 類		用 途	事業用	

頭書（2） 事業内容（具体的に記載すること）

頭書(3) 契約期間

年 月 日 から	年 月 日まで(年間)
目的物件の引渡し時期	年 月 日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月 額	円	敷 金	円
				(賃料 ヶ月分)
賃 料 等 の 支 払 時 期	翌月分を毎月 日まで			
賃料等の 支払方法	☐ 振 込	振込先金融機関名： 預金： 普通 当座 口座番号： 口座名義人： 振込手数料負担者： 借主		
	☐ 持 参	持 参 先		
	☐ 口座引落	委 託 会 社 名		

頭書(5) 借主及び緊急連絡先

借主氏名	法人の場合	(商号)
	個人の場合	(氏名)
緊急連絡先	担当者氏名	
	(自宅)	
	(携帯)	

頭書(6) 貸主及び管理者

貸 主	氏名
	住所

管理者	商号又は名称
	所在地
TEL	
「貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」 による登録を受けている場合はその番号	
国土交通大臣()第 号	
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	
※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載	
管理担当者	氏名
	(賃貸不動産経営管理士：登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載

※貸主と土地の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭書（７）連帯保証人

連帯保証人	氏 名		
	住 所		
	極度額	円	円

頭書（８）再契約に関する事項

--

頭書（９）特約事項

--

本契約の締結を証するため、本合意書を３通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自１通を保有する。

年 月 日

甲・貸主	氏名	印	TEL
	住所		
乙・借主 (法人の場合)	商号		TEL
	代表者名	印	
	住所		
乙・借主 (個人の場合)	氏名	印	TEL
	住所		
丙・ 連帯保証人	氏名	印	TEL
	住所		
	極度額		
	氏名	印	TEL
	住所		
	極度額		

宅 地 建 物 取 引 業 者	A		B	
	主たる事務所 所在地・TEL	⑩	主たる事務所 所在地・TEL	⑩
	商号又は名称 代表者の氏名		商号又は名称 代表者の氏名	
	免許証番号	大臣 知事()第 号	免許証番号	大臣 知事()第 号
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名		氏 名	
	登 録 番 号	() 第 号	登 録 番 号	() 第 号
	業務に従事する 事 務 所 名 事務所所在地 TEL		業務に従事する 事 務 所 名 事務所所在地 TEL	

※印は原則として実印

契 約 条 項

(契約の目的)

- 第1条** 甲は、頭書(1)「目的物件の表示」(以下「物件表示」という。)記載の土地(以下「本件土地」という。)について、専ら頭書(2)記載の事業に供する物件表示記載の建物(以下「本件建物」という。)の所有を目的として、乙のために、法第23条第2項に規定する借地権(以下「事業用定期借地権」という。)を設定する。
- 2** 本契約により甲が乙のために設定する事業用定期借地権(以下「本件借地権」という。)は賃借権とする。
- 3** 本件借地権には、法第3条から第8条まで、第13条及び第18条の規定は適用されないものとする。

(建物の建築等)

- 第2条** 乙は、本件土地に頭書(1)の物件表示の記載と異なる建物又は建物以外の構造物を建築してはならない。建築された建物又は建物以外の構造物を増改築又は再築する場合も同様とする。
- 2** 乙は、本件建物を、専ら頭書(2)に定める事業又は第12条第1項第1号により甲の承諾を得て変更した事業に供するものとし、その全部又は一部を居住の用に供してはならない。

(契約期間)

- 第3条** 本件借地権の契約期間及び本件土地の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。
- 2** 本件借地権は、前項に規定する期間の満了により消滅し、契約の更新はないものとする。
- 3** 本件借地権は、第1項に規定する期間の満了前に乙が所有する本件土地上の建物が滅失し、乙が新たに建物を築造した場合でも、契約期間の延長はなく、第1項に規定する期間の満了により当然に消滅するものとする。
- 4** 本件借地権には、民法第619条第1項の規定は適用しないものとする。

(賃料)

- 第4条** 本件土地の賃料は、頭書(4)記載のとおりとする。
- 2** 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
- 3** 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。
- 一 本件土地に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
 - 二 本件土地の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
 - 三 近傍同種の土地に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合
- 4** 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とする。

(敷金)

- 第5条** 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に交付するものとする。
- 2** 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本件土地を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることができない。
- 3** 前項の規定により敷金を乙の債務の弁済に充当した場合、甲はその旨乙に通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた乙は、すみやかに敷金の不足額を補填しなければならない。
- 4** 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。
- 5** 本契約の終了に伴い、乙が本件土地を原状に復して甲に明渡し、かつ、第17条に規定する事業用定期借地権設定登記の抹消及び本件建物の滅失登記がなされた場合において、甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から差し引き、なお残額がある場合には、遅滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。
- 6** 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。
- 7** 乙は、敷金返還請求権を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、第10条第2項に規定する場合については、この限りではない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第6条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと
 - 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと
 - 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと
 - 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2** 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本件借地権の全部または一部につき、反社会的勢力に譲渡し、又は転貸してはならない。

(土地の適正な使用)

第7条 乙は、善良な管理者の注意をもって本件土地を使用し、土壌の汚染等により原状回復が困難となるような使用をしてはならない。

- 2** 乙は、騒音、振動、悪臭、有毒ガス又は汚水の排出等によって近隣に迷惑となるような行為を行ってはならない。
- 3** 乙は、本件土地の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
- 一 本件土地又は本件建物を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 二 本件土地若しくは本件建物又はこれらの周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
 - 三 本件土地又は本件建物を反復継続して反社会的勢力に利用させること

(建物の賃貸)

第8条 乙は、本件建物を第三者へ賃貸する場合は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 当該第三者との賃貸借契約（以下この条において「建物賃貸借契約」という。）が、第3条に定める本件借地権の期間満了の 〇 ヶ月前に終了するものとする
- 二 建物賃貸借契約において、法第38条（定期建物賃貸借）第1項の規定に従い、契約の更新がないこととする旨を定めること
- 三 建物賃貸借契約の締結に先立ち、本件建物の賃借人に対し、法第38条第3項の規定による説明を行うこと
- 四 建物賃貸借契約の期間が1年以上である場合は、法第38条第6項の通知期間内に、本件建物の賃借人に対し、期間の満了により建物賃貸借契約が終了する旨の通知をすること

(建物の修繕)

第9条 乙は、本件建物を修繕しようとするときは、あらかじめ、甲に修繕の内容を通知しなければならない。

(借地権の譲渡、転貸)

第10条 乙は、第三者に、本件借地権を譲渡し、又は本件土地を転貸しようとする場合は、あらかじめ、甲の書面による承諾を得なければならない。

- 2** 甲が前項の譲渡に承諾を与えたときは、乙は、本件借地権とともに、甲に対する敷金返還請求権を当該第三者に譲渡するものとし、甲はこれを承諾する。

(土地の譲渡)

第11条 甲は、本件土地を第三者に譲渡しようとする場合は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。

- 2** 甲は、本件土地を第三者に譲渡した場合には、乙に対する敷金返還債務を当該第三者に承継させなければならない。

(承諾事項)

第12条 第10条第1項に規定する場合のほか、乙は、次の各号に掲げる行為を行おうとする場合は、あらかじめ、甲の書面による承諾を得なければならない。

- 一 頭書(2)に記載する事業内容の変更
- 二 本件土地の区画形質の変更

(通知義務)

第13条 甲又は乙は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、直ちに、その旨を本契約の相手方に書面により通知しなければならない。

- 一 氏名若しくは名称、代表者又は住所若しくは主たる事業所の所在地を変更したとき
- 二 合併又は分割が行われたとき

2 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

3 乙又は連帯保証人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 連帯保証人の住所又は所在地、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 二 連帯保証人の死亡又は解散
- 三 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

(契約の解除)

第14条 次の各号のいずれかに掲げる事由が乙に存する場合において、甲が相当の期間を定めて当該事由に係る義務の履行を乙に対し催告したにもかかわらず、乙がその期間内に当該義務を履行しないときは、甲は、本契約を解除することができる。ただし、本契約における当事者間の信頼関係が未だ損なわれていないと認められるときは、この限りではない。

- 一 第2条第1項の規定に違反して本件土地に頭書(1)の物件表示の記載と異なる建物若しくは構造物を建築したとき又は同条第2項の規定に違反して本件建物の全部若しくは一部を居住の用に供したとき
- 二 第4条第1項に規定する賃料の支払いを2ヶ月以上怠ったとき
- 三 第5条第7項の規定に違反して、敷金返還請求権を譲渡し又は担保に供したとき
- 四 第7条第1項若しくは第2項の規定に違反する本件土地の使用を行ったとき
- 五 第8条各号に定めるところによらずに本件建物を第三者へ賃貸したとき
- 六 第10条第1項に規定する承諾を得ないで、本件借地権を第三者に譲渡し又は本件土地を第三者に転貸したとき
- 七 第12条に規定する承諾を得ないで、同条各号に掲げる行為を行ったとき
- 八 その他本契約の規定に違反する行為があったとき

2 乙について銀行取引の停止処分、国税等滞納処分又は破産その他の法的整理手続の開始の決定があったときは、甲は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。ただし、本契約における当事者間の信頼関係が未だ損なわれていないと認められるときは、この限りではない。

3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

- 一 第6条の確約に反する事実が判明したとき
- 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき

4 甲は、乙が第6条第2項に規定する義務に違反した場合又は第7条第3項第一号から第三号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告もせずして、本契約を解除することができる。

(建物買取請求権)

第15条 本契約が終了したときは、乙は、甲に対し、本件建物その他乙がその権原により本件土地に附属させた物の買取を請求することはできないものとする。

(土地の明渡し及び原状回復義務)

第16条 本契約が終了する場合には、乙は、自己の費用をもって本件土地に存する建物その他乙が本件土地に附属させた物を収去し、本件土地を原状に復して甲に明け渡さなければならない。

2 本件借地権が契約期間の満了によって消滅する場合には、乙は、期間満了の 1 年前までに、本件建物の取壊し及び本件建物の賃借人の退去等本件土地の明渡しに必要な事項を書面により甲に報告しなければならない。

3 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、本契約が終了した日の翌日から明渡し完了の日まで賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(登記)

第17条 甲及び乙は、本契約を締結した後、遅滞なく、本件土地について事業用定期借地権設定登記をするものとする。

2 本契約が終了した場合には、甲及び乙は、事業用定期借地権設定登記を抹消し、乙は本件建物の滅失登記をするものとする。

(遅延損害金)

第18条 乙は、本契約に基づき甲に対して負担する賃料その他の債務の履行を遅滞したときは、甲に対して年14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければならない。

(契約費用等の負担)

第19条 本契約締結に係る公正証書作成費用、本件借地権設定登記に係る登録免許税その他の諸費用は、甲及び乙がこれを折半して負担するものとする。

(連帯保証人)

第20条 頭書（7）記載のとおり連帯保証人（以下「丙」という）は、乙と連帯して、本契約から生じる一切の乙の債務を負担するものとする。

2 丙が個人であるときには、前項の丙の負担は、頭書（7）及び記名押印欄に記載する極度額を限度とする。

3 丙が個人であるときには、丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときに、確定するものとする。

一 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の手続きの開始があったときに限る

二 丙が、破産手続開始の決定を受けたとき

三 乙又は丙が、死亡したとき

4 前項に規定する場合、又は丙が、連帯保証人として要求される能力若しくは資力を失ったときは、乙（前項第三号の乙が死亡したときは乙の相続人）は第13条の規定に基づき直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする。

5 前項の場合において、新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第1項に定める義務を負うものとする。

6 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

7 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確約する。

一 乙の財産及び収支の状況

二 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

三 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

(協議)

第21条 甲及び乙は、本契約に定めのない事項又は本契約の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意を持って協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第22条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本件土地の所在地を管轄する地方（簡易）裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(再契約に関する事項及び特約事項)

第23条 前条までの規定以外に再契約に関する事項及び特約事項については、頭書（8）又は（9）記載のとおりとする。